Q1 手形訴訟の訴状には、どのようなことを記載すれば良いのですか。

Α

- 1 手形訴訟の訴状には、次の事項を記載して下さい。
- (1) 当事者及び法定代理人(民事訴訟法133条2項)
- (2) 請求の趣旨及び原因(民事訴訟法133条2項)
- (3) 手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述(民事訴訟法350条2項) この申述の記載がない場合は、通常の民事訴訟として審理されます。
- 2 当事者及び法定代理人について
 - (1) 当事者
 - ア 当事者とは、原告となる者と被告となる者のことで、住所と氏名 で特定 してもらいます。 氏名は、戸籍上の氏名ですが、通称名を書き加える場合 もあります。 住所は、個人なら住民票上の住所や現在住んでいる場所を、 法人なら商業登記簿上の本店所在地を記載します。
 - イ 手形の表示と氏名,住所等が違う場合は,上記アに加えて,「(手形上の表示)」と記載した上で手形に記載された氏名,住所等を連記します。
 - (2) 法定代理人

法定代理人とは,当事者が未成年者である場合の親権者や未成年後見人,後 見開始の審判を受けた者である場合の成年後見人であり,法人等の団体であ る場合の代表者も,これに準じて記載します。

- 3 請求の趣旨及び原因について
 - (1) 請求の趣旨

原告が被告に対して請求する金額を記載します。

一般的には、手形金額を記載するとともに、利息や遅延損害金といった附帯請求をする場合には、いつからいつまでの年何パーセントの割合による金員の支払を求めるかを記載します。

例えば、「被告は、 原告に対し、○○○万円及びこれに対する令和○年○月 ○日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。」 などと記載します。

(2) 請求の原因

請求の原因は、請求の趣旨に記載した請求が、どのような種類のものであるか(どの手形に関するものか、附帯請求は利息か遅延損害金かなど)を特定する事実とともに、実務上は、請求を理由付ける事実も記載します。

請求を理由付ける事実の例としては、次のようなものがあります。

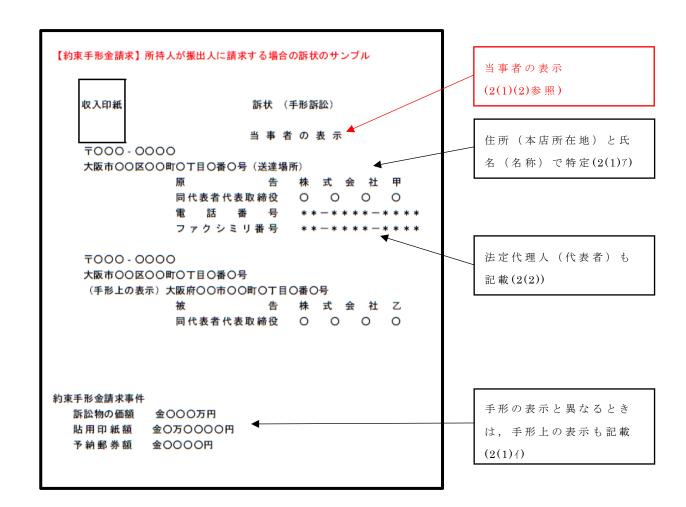
- ア 約束手形の振出人に対する請求の場合
 - (ア) 被告が約束手形を振り出したこと。
 - (イ) 原告が裏書の連続する手形を所持していること。
 - (ウ) 原告が満期又はこれに次ぐ2取引日以内に支払場所に支払のための呈示をしたこと(附帯請求としての手形利息を請求する場合)。

イ 約束手形の裏書人に対する請求の場合

- (ア) 被告が拒絶証書作成免除のうえ約束手形に裏書をしたこと。
- (イ) 原告が裏書の連続する手形を所持していること。
- (ウ) 原告が満期又はこれに次ぐ2取引日以内に支払場所に支払のための呈示をしたこと。

4 手形目録について

手形目録は、訴状で手形目録を引用することで請求の趣旨及び原因を特定するのに有用ですが、第4民事部では手形の表示のとおりに記載した「手形目録」を提出していただいています。



請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、〇〇〇万円及びこれに対する令和〇年〇月〇日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

なお、本件は、手形訴訟による審理・裁判を求める。

請求の原因

- 1 原告は、別紙手形目録記載の約束手形 1 通(以下「本件手形」という。) を所持している。
- 2 被告は、本件手形を振り出した。
- 3 原告は、本件手形を支払呈示期間内に支払場所に支払のため呈示したが、その支払を 拒絶された。
- 4 よって、原告は、被告に対し、本件手形金〇〇〇万円及びこれに対する満期である令和〇年〇月〇日から支払済みまで法定利率年3パーセントの割合による利息の支払を求める。

付属 書類

資格証明書2通

約束手形の写し 甲1号証の1~3

令和〇年〇月〇日

原 告 株 式 会 社 甲 同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

大阪地方裁判所 御中

請求の趣旨(3(1)参照)

請求する金額などを記載

手形訴訟による旨の申述 (1(3)参照)

請求の原因(3(2)参照)